

福岡県医発第746号(地)

平成17年 7月15日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会  
会 長 竹 嶋 康 弘



インフルエンザ定期予防接種の実施期間について

標記の件につきまして、福岡県保健福祉部から各市町村へ、別紙のとおり通知がなされた旨連絡がありました。

本件は、インフルエンザ予防接種実施要領に基づき、各市町村において接種期間を12月中旬までの間に設定し、広報等での住民に対する呼びかけをお願いするものであります。

つきましては、本件につきまして、貴会におかれましてもご了知くださいますようお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

担当理事 蒲池 壽・友清



「公印省略」

17 健第1506号  
平成17年7月11日

福岡県医師会長 殿

福岡県保健福祉部長  
(健康対策課結核感染症係)

インフルエンザ定期予防接種の実施期間について

インフルエンザ対策の推進につきましては、日頃より御協力を賜りお礼申し上げます。

さて、このことについて、今年度のインフルエンザ対策の一環として、各市町村に対し別添（写）のとおり通知しておりますことをお知らせいたします。



「公印省略」

17健第1506号  
平成17年7月11日

各 市 町 村 長 殿  
(予防接種担当課)

福岡県保健福祉部長  
(健康対策課結核感染症係)

### インフルエンザ定期予防接種の実施期間について

予防接種法に基づく定期予防接種については、インフルエンザ予防接種実施要領（平成17年6月16日健発第0616002号各都道府県知事・政令市長・特別区長あて厚生労働省健康局長通知）において、「実施計画の作成にあたっては、地域医師会等と十分協議するものとし、インフルエンザの流行時期に間に合うように、接種を希望する者が12月中旬までに接種が受けられるよう計画を作成すること」とされておりますので各市町村においては接種期間を12月中旬までの間に設定し、広報等での住民に対する呼びかけをお願いいたします。

なお、インフルエンザワクチンの安定供給を図る観点からも対応をよろしくお願いします。

ただし、接種希望者が体調不良等の理由により、その期間に接種が行えない場合があることにも配慮いただきますようお願いいたします。